

水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針新旧対照表

現行	改正（案）
<p>(略)</p> <p>15 その他</p> <p><u>(1) 運用及び要項</u></p> <p>ア この指針の運用及びこの指針に定めのない事項については、「水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用について」に定めるところによるものとする。</p> <p>イ 有料老人ホーム設置運営に関する手続（サービス付き高齢者向け住宅に関する手続を除く。）に関しては、「水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項」の定めるところによるものとする。</p> <p><u>(2) 市長の調査、指導</u></p> <p>ア <u>立入調査等の実施</u></p> <p>市長は、老人福祉法第29条第13項の規定に基づき、市内の有料老人ホームについて、適切な運営が行われていることを確認するため、定期的な立入調査を実施するほか、適宜調査を実施し、必要に応じて本指針及び運用基準に基づく指導を行うものとする。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅については、「水戸市高齢者の住居の安定確保に関する法律施行規則」に基づいて実施する。</p> <p>イ <u>入居者の処遇に関する不当な行為に係る改善のための指導、勧告、命令</u></p> <p>市長は、アの調査によって、入居者の処遇に関する不当な行</p>	<p>(略)</p> <p>15 その他</p> <p><u>(1) この指針の運用及びこの指針に定めのない事項については</u>、「水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用について」に定めるところによるものとする。</p> <p><u>(2) 有料老人ホーム設置運営及び指導等に関する手続（サービス付き高齢者向け住宅については設置運営に関する手続を除く。）</u>に関しては、「水戸市有料老人ホーム設置運営指導要項」の定めるところによるものとする。</p> <p>(削除)</p>

為が認められたときは、老人福祉法第29条第15項の規定に基づき、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導、勧告又は命ずるものとする。

ウ 行政指導に従わない施設の公表

市長は、ア及びイの指導、勧告又は命令に従わない有料老人ホームについて、福祉の向上と有料老人ホームの健全育成を図るためやむを得ないと認められるときは、当該有料老人ホームの入居者の保護に配慮しつつ、市指針等に反する事実を公表することができる。

付 則

1 及び 2 (略)

付 則

1 及び 2 (略)

(新設)

付 則

1 及び 2 (略)

付 則

1 及び 2 (略)

付 則

1 この指針は、令和5年4月1日から実施する。

2 経過措置

(1) 7 (2)イに示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、令和6年3月31日までは努力義務とする。また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。

(2) 8 (5)に示す業務継続計画の策定、8 (7)に示す衛生管理等及び9 (4)イからオに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、令和6年3月31日までは努力義務としていること。

